平成２２年（フ）第６０５号
名古屋市天白区中平５丁目1601番地
債務者　長谷川泰夫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９３号
大分市大津町１丁目18番31号
債務者　長岡　繁子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０７号
埼玉県朝霞市三原３丁目23番５―306号
債務者　中島　正男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３１号
神奈川県綾瀬市深谷南１丁目11番14号
債務者　須田　朱実
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　孝礼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９０号
横浜市栄区金井町1619番地１
債務者　吉田　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
長崎県諫早市森山町下井牟田1771番地
債務者　澁谷　崇盛
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
埼玉県入間郡三芳町みよし台６番地４　スカイハイツ302号
債務者　長嶋　友二
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７５７号
埼玉県川越市脇田本町26番地６　ドルチェ川越204号室、前住所埼玉県川越市川鶴２丁目17番地１　レオパレスかわつる102号室
債務者　多嘉良由喜子（旧姓幸地）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６２号
埼玉県富士見市大字鶴馬2595番地２
債務者　海老澤久代
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７７号
埼玉県飯能市大字岩沢751番地２　住友ハイツ201
債務者　迫川　義雄（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０５号
埼玉県入間郡毛呂山町南台１丁目30番地23
債務者　平井　千香
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０７号
埼玉県羽生市大字藤井上組1242番地31
債務者　鴫村友美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５５号
埼玉県熊谷市善ケ島908番地３
債務者　飯島　博美（旧姓柳原）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４６６号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地20―202
債務者　薛　　玉霞
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４７１号
埼玉県熊谷市大麻生1128番地５
債務者　齋藤　孝夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１７０号
千葉県市原市青柳671番地の５
債務者　北澤　嘉美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７１号
千葉県市原市青柳671番地の５
債務者　北澤きくよ
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係